

平成29年度 第3回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会・児童育成部会合同部会

<議事録>

日 時：平成29年12月26日（火）19時

場 所：帯広市役所10階 第5A会議室

（会議次第）

1. 開 会

2. 会 議

（1）平成29年度第2回 障害者支援部会・児童育成部会合同部会の議事録確認

（2）第五期帯広市障害福祉計画（原案）について

（3）その他

3. 閉 会

（委員・専門員）

○出席（15名）

（障害者支援部会 7名）

細川委員、畑中委員、田中委員、松下委員、山本専門委員、白木専門委員、
坂村専門委員

（児童育成部会 8名）

村上委員、真井委員、成田委員、松田委員、中岡専門委員、佐藤専門委員、
宮崎専門委員、鈴木専門委員

○欠席（5名）

（障害者支援部会 3名）

鈴木委員、真田専門委員、丸山専門委員

（児童育成部会 2名）

山口委員、伊賀専門委員

（事務局）

○障害福祉課

稲葉障害福祉課長、山本知的障害者福祉司兼身体障害者福祉司、尾上計画推進係長、
小室計画推進係主任

○子育て支援課

須永子育て支援課長、佐藤課長補佐、金田課長補佐、遠藤課長補佐

(議事録)

1. 開 会

○事務局

皆様、お晩でございます。寒い中本当にありがとうございます。それでは、定刻となりましたので第3回障害者支援部会・児童育成部会合同部会を開会させていただきます。本日はお忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日は、障害者支援部会の眞田専門委員、丸山専門委員から、児童育成部会の山口委員、伊賀専門委員から、事前に欠席の連絡をいただいております。この他、鈴木委員、宮崎専門委員がまだお見えではありませんが、委員、専門委員20名中、14名の出席をいただいておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告いたします。

会議に入る前に、本日の資料の確認をお願いいたします。

事前に送付させていただいた資料として、会議次第がありますが、本日、机上に配布させていただきます。当日配布の会議次第と差し換えたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

当日配布ということで、右上に印をつけさせていただきます。

- ・ 会議次第
- ・ 資料1 第2回障害者支援部会・児童育成部会合同部会 議事録
- ・ 資料2 第五期帯広市障害福祉計画（原案）概要版
- ・ 資料3 第五期帯広市障害福祉計画（原案）

を送付しておりますが、不足しているものはございませんでしょうか。

それでは、会議に入りたいと思います。細川部会長様、議事の進行をよろしく願います。

2. 会 議

○部会長

足元が悪い中、お疲れ様でございます。どうぞよろしく願います。早速、会議に入らせていただきます。

本日の会議の次第に従いまして(1)、「第2回障害者支援部会・児童育成部会合同部会の議事録確認」につきましてではありますが、今年11月30日に行われました会議の議事録をご確認いただいた結果をお聴きしたいと思います。

この会議録は、この場でご確認いただいた後、市ホームページで公開される予定となっておりますが、会議録に関しまして、訂正箇所、またご質問、ご意見などありましたらお願いいたします。

<質問等なし>

それでは、本件につきましては、資料1のとおり確認し、このとおり公開させていただきます。続きまして(2)の議題、第五期帯広市障害福祉計画(概要版)につきまして事務局よりご説明をお願いします。

○事務局

第五期帯広市障害福祉計画(原案)概要版に基づきましてご説明させていただきます。なお、この概要版は、パブコメを実施する際にはもう少しコンパクトにまとめ文字の方も大きくして、A3版両面の2ページもので資料に作成する予定でありますので、ご承知おきいただきたいと思います。それでは、概要版の方で説明をすすめていきます。

初めに計画の流れについてですが、第五期計画は8つの章からなり、第1章では、計画策定の背景と趣旨、計画の位置づけと性格など計画の基本的事項について記載してまいります。

次に、第2章と第3章では、障害のある人の状況とサービス利用の現状、これまでの計画の取り組みの検証や評価についてふれたあと、第4章の計画策定の課題を明らかにした上で、基本方針を定め、合わせて数値目標など設定してまいります。これを受け、第5章から第7章にかけて障害福祉サービスや障害児通所支援、地域生活支援事業のそれぞれのサービスの見込み量と確保のための方策について記載してまいります。最後に第8章では、計画の推進体制について記載してまいります。

それでは、中味について説明してまいりたいと思います。1ページ目にお戻り下さい。

第1章の計画の基本的事項につきましては、骨子案と大きな変更はありません。1-1計画策定の背景と趣旨につきましては、帯広市では「人にやさしい、人がやさしいまち」の実現を目指すことを基本理念とした、第二期障害者計画に基づき障害福祉施策をすすめてきております。これまで、障害者虐待防止法の施行、障害者権利条約の批准、障害者差別解消法施行など障害のある人の権利擁護の動きもすすんでおります。

本計画は、障害者総合支援法に基づき、障害のある人が自立した日常生活又は、社会生活を営むために必要な障害福祉サービスなどが計画的に提供されるよう、数値目標やサービス量を見込み、確保するための方策を定めるものです。また、障害児支援に関しては、第二期障害者計画において「療育・教育の充実」をすすめるとともに、おびひろこども未来プランにおいても、安心して子どもを生み育てられる環境づくりをすすめてきています。法改正により、策定が義務付けられた障害児福祉計画については、本計画と一体的に策定し、サービス提供体制を確保するための方策を定めるものです。

1-2の計画の位置づけと性格につきましては、本計画は、障害者総合支援法や児童福祉法に基づく市町村計画としての性格と位置付けを持ち、国の基本指針を踏まえ北海道の計画などと調和を保ちながら策定します。計画期間は、平成30年4月からの3年間とし

ます。

第2章です。障害のある人の状況とサービス利用の現状につきましては、グラフや表により障害者の推移を表わしており、身体に障害のある人は横ばいですが、精神と知的は微増傾向にあり、サービス利用者数、事業費とも増加傾向にあります。

次に、裏面の2ページ目の第3章になります。これまでの計画の取り組みの検証及び評価についてでございます。3-1の重点項目の検証と評価の(1)の①地域生活移行者数の増加につきましては、第四期計画では、平成29年度末までに37人を地域生活へ移行することを目標として設定しておりました。この間、地域での受け皿となるグループホームなどのサービス提供事業所の増加や相談体制の整備により、移行をすすめる環境が整いつつありますが、重度の障害があり移行が難しい場合や介護者であるご家族の高齢化などにより移行が困難な人が一定数いるため、地域生活へ移行した人は平成27年度から2年間の実績であります。9人となっております。目標達成することは難しい状況にあります。

②の施設入所者数の削減につきましては、平成29年度末の施設入所者を300人まで削減することを目標としていましたところ、死亡、入院など地域生活への移行によらない退所者が新規入所者を上回っているため、目標を達成する見込みでございます。

③の入院中の精神障害者の地域生活への移行につきましては、平成29年度の長期在院者数を基準年の18%にあたる65人を減少させる目標を設定いたしましたが、北海道の市町村別統計が廃止されたため実績の把握が不能となっております。なお、北海道の計画では同じく18%を削減する目標に対し、平成27年度の実績で8.1%となっており本市におきましても一定程度、地域移行がすすんでいるものと考えられます。

(2)の就労支援の強化につきましては、平成28年度の実績21人という数字が北海道より公表がありまして、今回加えてございます。福祉施設の利用者のうち平成29年度に一般就労する人を46人とする目標を設定しておりますが、一般就労者数の移行の実績は鈍化しており、就労を希望する人と企業を結びつける取り組みを強化するとともに企業などにおける障害のある人への理解と就労後の職場定着支援を図っていく必要があります。

(3)の相談支援体制の充実につきましては、自立支援協議会を定期的で開催したり、専門部会を設置して対応するとともに、相談支援事業所間の連携強化や相談支援専門員の資質向上を図ってきたことに加え、虐待防止センターや差別解消部会を設置して障害者の権利擁護に努めてきました。障害のある人の高齢化・重度化に伴い、ニーズが多様化しており、家族介護者の高齢化などにより地域での生活が困難となる事例も見られ、相談体制を充実させていくとともに相談支援専門員の質の向上を図っていく必要があります。

3-2の障害福祉サービス等の必要見込み量の検証と評価についてでございますが、制度改正によるサービスの追加や事業所の増加、相談支援の拡充などにより利用者数が伸びておりますが、一部に計画と実績との差が大きいサービスがあるものの総体的には利用が伸びてきております。

(1)の訪問系サービスでは、利用者数は増加しておりますが、生活介護など日中活動

系サービスの充実により、サービスを併用している人が増えているため時間数の実績は計画を下回ってございます。逆に生活介護や就労継続支援B型は、多くの需要がある中で事業所数が増加しており、必要なサービスの体制が整いつつありますことから実績を伸ばしております。

3-3の(1)障害児通所支援につきましても事業所が増えたことにより、利用者、利用日数ともに実績を伸ばしております。

3-4の地域生活支援事業の実施状況の検証と評価につきましては、障害や障害のある人に対する理解の促進を図るため、手話言語条例の制定やノーマライゼーション推進地区の指定など様々な取り組みを行ってきておりますが、「ノーマライゼーションの考え方」の広まりについての実感度が高くなく障害者理解が広がるよう取り組む必要があります。また、コミュニケーション支援や移動支援は見込みを上回るなど全体的にサービス量は伸びております。

第4章課題及び取り組みの基本方針についてです。4-1の計画策定における課題として、第四期計画の検証と評価等を踏まえ、施設入所者の地域生活者への移行と地域生活を維持していくために必要な支援体制の整備など5つの課題を整理してございます。

4-3の計画の重点項目では、3つの数値目標と2つの取り組みに関する目標を設定してございます。数値目標の一番目は、(1)の入所施設などから地域生活への移行促進に関するもので、地域生活移行者の増加について設定しております。平成32年度末までに11人を地域生活に移行します。これは、平成28年の285人の3.8%にあたる11人としております。当初、骨子案では9%という数字を掲げておりましたが、北海道の方から地域の実情を勘案して3.8%という数字が出てきましたので、それにならってございます。

2番目の地域生活の移行に関することとございます。施設入所者数の削減について設定してございます。平成28年度末の285人の2%にあたる6人を32年度末の施設入所者数として削減し279人まで減らしていくものとございます。

3番目は、就労支援の強化について、平成32年度中に平成28年度の実績の21人の1.5倍にあたる32人を設定してございます。

次に、2つの取り組みに関する目標の1番目は、ちょっと戻りますが、(2)の相談支援体制の充実に関するものとございます。本人も家族も安心して暮らせるよう支援体制の充実を図るため、特に障害者等の高齢化・重度化や介護者である親が亡くなった後においても、本人の意思を尊重し地域での生活を維持していくために必要なサービスの情報提供やコーディネートを行うために地域生活支援拠点の整備を図ります。2番目は、発達支援体制の充実として、居宅訪問型児童発達支援事業所を1箇所確保するとともに重症心身障害児支援及び強度行動障害のある児童への支援に関する協議の場を設置することにより障害児支援の提供体制の整備を図ります。

第5章から第7章までは、障害福祉サービスや障害児通所支援、地域生活支援事業について障害のある人のニーズに応じたサービスが計画的に提供できるようこれまでの実績と

本計画の数値目標を踏まえながら、必要となる各種サービスの見込み量と確保のための方策について記載してございます。

第8章計画の推進体制ですが、「北海道障がい福祉計画」との調和、整合を保ちつつ、制度の谷間のないライフサイクルを通じた一貫した支援ができる体制づくりに取り組みます。また、地域自立支援協議会と意見交換や情報交換等を行うとともに、健康生活支援審議会合同部会において、本計画の進捗状況や評価を踏まえながら計画の推進を図ります。それでは少し本編の冊子の方で説明を加えていきたいと思っております。

27ページを開けていただきたいと思っております。第5章のこの3年間のサービス等の見込み量と確保の方策を示したものです。次の27ページの(2)の日中活動系サービスの中で、下から4段目に就労定着支援がございまして。これは平成30年度から新たに2つサービスが増えますが、そのうちの1つでございまして。これは、就労定着の強化を図るために、国の方でサービスを新しく始めるものですが、一般就労した人が生活面の課題に対応できるよう支援をしております。一般就労した後に、遅刻や欠勤、業務中の居眠り、身だしなみの乱れ、薬の飲み忘れ等があって、一般就労から離れるケースがあるようでございまして。こうしたことに対応するように支援をしていくサービスが新たに増えます。

下段の(3)の居住系サービスでございまして、表の一番目に自立生活援助があります。平成30年度から新たにできるサービスですが、施設やグループホームなどから一人暮らしを希望する人を対象に一定期間支援をしております。集団生活ではなく、特に知的障害のある方に理解力、生活力が十分でないために一人暮らしを選択できないでいる方を支援することで、地域での生活への移行を図ってまいりたいと考えております。

第6章は、後ほど補足説明がありますので、そちらで話させていただきます。

それから31ページの第7章地域生活支援事業の見込み量と実施のための方策ですが、この中で第四期と比べまして第五期から新たに目標の見込みを設定したのは、32ページの「意思疎通支援事業」になります。専任手話通訳者の配置と登録手話通訳者・要約筆記通訳者の派遣のサービス量を見込んでいきたいと思っております。

33ページにいきまして、「手話奉仕員養成研修事業・要約筆記奉仕員養成研修事業」でございまして、第四期の計画では、手話奉仕員養成研修事業だけ載っておりましたが、要約筆記奉仕員の方も今回掲載してございまして。

34ページの下段になります。「訪問入浴サービス」は、第四期では見込み量を設置してございましてでしたが、第四期の中でサービスを利用される方が増えてまいりましたので、こちらの方も新たに見込み量を設定してございまして。

35ページになります。「その他の事業」として、3行目の「サピエ」という聞きなれない言葉が書いてございまして、「サピエ」と申しますのは、全国視覚障害者情報提供施設協会というのがありまして、「視覚障害者情報総合ネットワーク」を運営してございまして。ネット環境があればご利用いただけるものですが、視覚等に障害があり読書をするのが困難な方を対象とするもので、昨年度の途中からですが、帯広図書館において希望される方

にこのデータをダウンロードして電子データの本をお貸しするサービスの提供が始まっております。それに加えて、北海点字図書館さんでもサービスを提供しております。ネット環境のあるご自宅でも個人的にダウンロードして読書を音声で提供していただけて聞くことができますので、こうしたことの普及を図っていきたくて考えております。

引き続きまして、障害児支援について説明をいたします。それでは、15ページをご覧ください。3-3 障害児に対する支援の検証と評価のところでございます。通所支援と相談支援の利用状況は表のとおり増加している状況です。

(3) その他の取り組みの検証と評価ですが、早期発見早期支援につきましては、医療機関との連携や乳幼児健診等の母子保健事業、こども発達相談室の相談事業等で発達の心配や障害のある児童の早期発見の体制整備がすすんできたと考えています。また、児童発達支援事業所が増加し、多様な支援内容の事業所が出てきたことで利用しやすい環境ができてきました。一方で支援者の人材育成や保護者が子どもの発達について学ぶ機会の不足など課題があると考えているところでございます。

②の子育て支援サービス等の利用についてです。障害のある乳幼児と保護者が地域子育て支援センターや一時保育を利用し、保育所や幼稚園に通園するなど、子育て支援施策の利用がすすんでいる状況となっております。特に、認可保育所では、すべての保育所で障害児保育を実施し、障害の疑いのある児童を含めて発達を支援するとともに、保護者が安心して就労できる環境となっております。

③障害児支援の連携についてです。幼児期から学齢期、就労期へと一貫した支援が行われるように、生活支援ファイル「つなぐっと」の配布を行っていますが、活用についての理解や周知が十分にすすんでいないことに課題があると考えています。重症心身障害児や強度行動障害のある児童など、特別な支援が必要な障害児に関する状況の把握や個別性に応じた支援方法などを検討する連携の場が必要となっております。こども地域生活支援会議が定期的に行われているところですが、今後、人材育成や地域課題等、協議の充実が必要となっております。

今後の重点につきまして25ページをご覧ください。(4) 発達支援体制の充実についてですが、今後30年度から32年度の間で取り組んでいくことを載せさせていただいております。

①子どもの発達に関する支援体制の充実では、乳幼児健診などの母子保健サービスや子育て支援等の提供を通じて、早期に相談できるように包括的な支援体制を整備して障害の心配がある段階から子どもの状況に応じた発達支援を利用できるように取り組みをすすめていきたくて考えております。発達や障害について、保護者が知識や理解を深めることができるように今後、家族向け講座や相談会の実施、親同士のつながりを図る取り組みをすすめてまいりたいと考えております。

②切れ目のない支援のための関係機関連携です。先程お話をさせていただきましたが、重症心身障害児に関して医療的ケアの必要なお子さんを含めて、こども発達相談室がコーデ

イネーターの役割を担って、家庭と医療機関や相談支援事業所、学校等関係機関との連携をすすめてまいりたいと考えております。また、強度行動障害のあるお子さんに対しても同じく連携をすすめていきたいと考えております。繰り返しになりますが、人材育成にもこども地域生活支援会議等で取り組み、「つなぐっと」の普及にも取り組むことを考えております。

表に関しては、先程説明がございましたので、29ページの第6章、障害児通所支援の見込み量になります。障害児通所支援の中で、児童発達支援は幼児期の支援になりますが、これは平成30年度が358人、平成32年度に向けて370人ということで増加していくであろうと見込み量をたてております。放課後等デイサービスは、アンケートからもニーズがまだあるということで、平成30年度は381人ですが、平成32年度には439人という利用数を見込んでおります。保育所等訪問支援は、事業所も順調に伸びていくと考えております。居宅訪問型児童発達支援は、外出が著しく困難な障害児に対して、たとえば、人工呼吸器など装着されていて、なかなか外に出る機会がないお子さんに対して、支援員がご自宅に訪問して基本的な動作の指導をしたり、知識技能の付与などの支援を居宅で実施するという発達支援を平成30年度は事業所を確保して、31年度からサービス提供ができるように取り組んでまいりたいと考えているところです。相談支援事業の方は、アンケート結果から今後も利用が見込まれるということで増加を考えているところです。説明は以上です。

○部会長

第五期帯広市障害福祉計画原案につきまして、事務局より説明がありましたが、皆様のご意見やお考え、ご質問などについてお伺いしたいと思います。計画原案は8つの章からできておりますので、第1章から第3章までで一区切り、第4章で一区切り、そして第5章から第8章までの3つの章に区切ってお伺いして、最後に全体を通じてお伺いしたいと思います。

それでは、まず最初に、第1章の「計画の基本事項」から第3章の「これまでの計画の取り組みの検証及び評価」までにつきまして皆様方からご意見等ございますでしょうか。

○委員

25ページの子どもの発達に関する支援体制で、発達障害について、保護者が知識や理解を深めることができる講座というのがあるが、今の現状を保育園の園長や保育士さんにちょっと聞いてみると、障害を持っているという疑いがあるので「診断を受けた方がいいよ」と保護者に伝えても「うちの子に限ってないだろう」という話をされる方もいるという。たとえば、相談を実施していくということが書かれているが、実際にどこの機関でやるのか伺いたい。

○事務局

発達や障害の心配の段階から相談ができるように、今、こども発達相談室の方で随時、ご相談を受けさせていただいております。加えまして、2歳児相談、3歳児相談、4歳児相談を各年齢対象に実施しています。この他に、家族向けの相談会など、こども発達相談室を中心に現在考えているところでございます。

○部会長

よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。

○委員

3章の3番の相談支援体制の充実のところの下から4行目の「家族介護者の高齢化などにより、地域での生活が困難となる事例も見られ」とあるが、家族介護者の高齢化について数字的なバックデータはあるのでしょうか。

○事務局

数字的なバックデータを揃えている訳ではありませんが、すでに手帳をお持ちの方々が、毎年加齢していきますので、そこですすんでいるかと思えます。実際に窓口で親御さんがお亡くなりになり、残った知的障害のある方の生活を今後どうするかという相談も寄せられておりますので、そういった事例も見ながら、ご家族の高齢化がすすんでいるだろうということで把握してございます。

○委員

ありがとうございます。地域での生活が困難な事例も見られるということで、そこに対してどのような対応していくか、バックデータがあればもっと具体的にできるかと思ってお聞きした。

もう一点ですが、第五期帯広市障害福祉計画（原案）概要版の2ページの右側の（2）障害児相談支援になりますが、今日、たまたま系列の施設職員と話す機会があった。生活困窮されている方の場合に、学校に行く時にお金がないためにバスが使えないなど生活困窮者がいっぱいいるという話でした。生活困窮し、お金のない家庭に対しての支援体制についてどのように考えられているかお聞きしたい。

○事務局

生活困窮の方ということでお話をいただきました。利用料に関してですが、ご家庭の市民税の課税状況で利用者負担が0円の世帯もあれば4,600円の上限世帯、その上の世帯もありますが、今のお話にあったような、生活困窮で税金が払えないくらいの状況でありましたら、その時点ですぐご相談していただければと思います。帯広市で独自軽減がござ

いまして、所得税非課税世帯に対して通常 1 割負担していただくところを 5%負担ということで半分の利用料で済むという制度もございますので、子育て支援課の方にご相談いただければと思います。

○委員

ありがとうございます。その辺のところを皆に、周知していただけるようよろしくお願いいたします。

○部会長

ほかにもございますでしょうか。よろしいですか。後ほど、最後にまた全体を通じましてお伺いしますので、では次にいきます。第 4 章の「課題及び取り組みの基本方針」の部分につきましてご意見等ございますでしょうか。

○委員

計画策定における課題の 1 と 2 ですが、施設入所者の地域生活への移行と地域生活を維持していくために必要な支援体制の整備と障害者等の高齢化・重度化や親が亡くなった後を見据えた支援体制の整備については、障害の児をもつ親にとっては、永遠の課題であります。地域移行を国がすすめていくことについて、住みなれた地域でということは皆が望むことで、とても大事なことだと思いますが、そのためには、その人に合った働く場、住まいの場をきちんと確保していただかないとなかなか地域移行はすすんでいかないのかなと思っております。

手厚い支援という形での支援を合わせて、その人その人に合った支援を考えていただかないと、親としても安心できないという思いがあります。施設入所を減らすということであれば、地域移行に向けて本当に充実した支援体制を帯広市として考えていただきたいと思います。以上です。

○事務局

おっしゃるとおりだと思います。そのためにも今回、地域生活支援拠点を整備しようと考えておりますし、国のサービスの方でも就労支援強化など先程も説明いたしましたが、そうしたサービスもございますので、すすめていきたいと考えております。

○委員

就労できるような障害のある方たちには、すごく手厚い支援がどんどんできていますが、なかなか望んでも就労できないような障害のある方に対する支援は、まだまだこれからかと思えます。この間の自立支援協議会の中でも、養護学校の先生が学校を卒業した後の卒業生の進路が、その人にあったものがなかなか見つからないというお悩みを話されてお

りました。学校は、3年たったら卒業させるというところで、いろいろなところにこの子にあった進路をと思ってもなかなか見つからない現状があるということもありますので、就労に力を入れるのももっともですが、就労に結びつかない方の支援ということも考えていっていただきたいと思っております。

○事務局

その辺のことを含みまして就労B型の見込み量は増やしておりますし、ここ2・3年、養護学校の先生が行政の窓口に来てご相談にきていただいておりますが、今後も情報やサービスを提供してまいりたいと思います。

○委員

よろしく願いいたします。

○部会長

ほかにございますでしょうか。

○委員

発達支援体制のところですが、保護者の方達等に理解を深めるための相談会や講座が明記されていますが、実際、学校教育の中において、これは教育委員会の方のお話になるかもしれませんが、教員の認識の深さといいますか、そのところがまちまちというか、バラバラのような印象を受けておまして、上手に支援を受けながら普通学級にかえしながら成長しておりますが、成長の節々である小学校の入り口、中学校の入り口のところでストレスを抱きながら子ども達は学校生活をしており、その中で親御さんのストレスはかなり大きいように感じておりますので、教員の発達課題のある子の見識というか学びをもっと深くして欲しいと思うところがあります。難しい課題だと思いますが、特に中学校は受験が控えておりますので、そういう点ではすごく大きなバラつきがあると思っておりますので、もしできれば、小学校、中学校の切れ目のところで、何か対応いただけたらありがたいと思います。以上です。

○事務局

幼稚園から小学校に上がる、小学校から中学校に上がるステージが変わる時に、子ども理解がそのまま引き継がれることが大切と思いますが、そのツールとして「つなぐっと」を是非、使っていただきたいということで、学校の教育支援委員会でもお話させていただいております。今後取り組んでいきたいと考えております。

○部会長

ほかにございますでしょうか。

○委員

私もいろいろ講演したり、PTAのお母さん達に関わっておりますが、問題は、発達障害について親の意識レベルが低いといえますか、こういうものがあり利用にあたり情報を伝えられるかどうかなんですよね。その辺をずっと見ていますと、親が何とも思っていないとかPTAの会議をやっても出てこない、そうした家庭の子どもがいろいろな問題を起こしている中で、親にどのように伝えていくか、あるいは、乳幼児健診等でどこまで把握できて、把握した子のフォローアップがきちんとカバーされているかどうか、私は児童虐待の方も関わっていますが、なかなかつかみとれない。フォローされずにどこか抜けてしまう。そういうことを含めて新たなチェックポイントとして、生まれた後、保健師が訪問してチェックされる、あるいは乳幼児健診でも、その後のフォローアップがきちんとなされているかどうか直接関係はないかもしれませんが、大事なポイントかと感じました。

○事務局

心配だなとか、もしかしたら障害があるかなと思った段階で、保健師や関係者が関わると思いますが、時間をかけて丁寧に支援することが大切であり今後も努力してまいりたいと思います。

○委員

先程、委員がおっしゃったことに対してですが、そこが早いうちからバックアップ体制がとれればと思います。大変お金もかかるし難しいことかと思いますが、幼稚園の中で、先程お話にあったように障害をもったお子さんが入所できるようになっているが、その一方で子育てについて悩んでいる親だとか、あるいは、子どもの中で過食やアレルギーがある子ども達がありますが、そのような人に対して幼稚園のケースワーカーですとか、あるいは、療育をきちんと学んでいる看護師さんだとかが常駐していると、日常の中で対応できるのではないかと感じています。決して、障害のある子どもだけじゃなくて子育て不安や親支援だとか、現在、保育所等の訪問支援がありますが、一方通行だと思います。この中に専門職がいると双方向で、早くから子どものこと、あるいは親のこと、その中に虐待のこと等、情報として早く対応できるかと感じています。これはお金もかかるし、そう簡単にはいかないことだと思いますが、帯広市だからこそ、そういうような施策を持っていただけるといいなと考えておりますが、そのところはどのように考えていますか。

○事務局

そのような方法もあって、より充実した方向として今、帯広市として何ができるかなと今後も考え続けていきたいと思えます。専門家が保育所等、身近にいるということが、望

ましいとご意見をお聴きし感じたところです。本当にどこまでできるかというところはありますが、今現在、保育所、幼稚園で、児童虐待等で心配な場合、早期に連絡もいただけるようなパイプもできて、皆さん意識も高くなってきていただいております。引き続き支援を充実させるように考えてまいりたいと思います。

○部会長

ほかにごございますでしょうか。それでは次に、第5章の「障害福祉サービス等の見込み量と確保のための方策」から第8章の「計画の推進体制」までで、ご質問等ございますでしょうか。

○委員

居宅訪問型児童発達支援というのがありますが、説明の中で在宅サービス、痰吸引の必要なお子さん等についてのお話がありましたが、その中に医療との関わりが入っていない。入っていないのは、初めから考えられているから入っていないのかも知れませんが、バックアップ体制として医療が大事だと思う。コーディネーターがいくら研修を受けたとしても難しいところもあると思うんですね。医療的ケアの必要なお子さんや重症心身障害児に対してなど、そのあたりでは医療との関係をどのように密にしていくかが大変大きいと思うがどのように考えていますか。

○事務局

医療との関わりは、大変大きいと考えております。今現在、痰吸引など移動しても医療的ケアができるお子さん達が、看護師のいる放課後等デイサービスを利用いただいているところです。お子さん達はリハビリも利用されていまして、お子さんに対しての支援方法について、こども発達相談室が中心になって、医療機関も含めてケース会議を行うなど、徐々に始めているところです。今後ご意見のとおり、医療的ケアの必要なお子さんや重症心身障害児のお子さんのケアについて地域の医療機関も含めて、その子に関わる関係機関が集まってケース会議が必要な時に開かれるように意見交換も含めて、連携の場を設置していきたいと考えているところです。ご意見ありがとうございます。

○部会長

ほかにごございますでしょうか。

○委員

31ページの下段になります「成年後見制度利用支援事業」について、今回のアンケートにも「成年後見制度のことを知っていますか」という項目があり、言葉も難しいですし、その事を理解するのはとても難しいと思います。アンケートに載せるということは、周知

がまだまだなのかなということと市長申し立てがあることや報酬への助成があることなど知っている人がごく一部ですから、今ネットとか携帯とかいろんな情報が氾濫している中、自分できちんとした判断を出来ない方、この間も私が担当した中で、不当な契約をさせられた方がいたりしますので、そのことでご本人を守るために、どのように周知活動をするか、利用する前にまだまだ周知が足りないと思いますので周知の努力をお願いしたいと思います。

○事務局

おっしゃるとおり、まだまだ周知がすすんでいないというアンケート結果でございました。ただ、ご本人、ご家族がいらっしゃらなくてもその知らない方さえも近くの相談支援につながっていくというきめ細やかな網の目をはりめぐらせながら少しでも周知がすすむように、今後も引き続き取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○部会長

ほかにございますでしょうか。なければ全体を通じまして、ご質問や何か言い忘れたことなどありましたらお伺いしたいと思います。

○委員

全体を通してですが、情報サービス提供の内容をいろいろ提案してくれていますが、ハード面は十分にできていると思うが、ソフト面の人との関わりや職員の関係など、今現在、足りていないと思う。例えば、もっと手厚く支援していくとなるとそれ以上に職員が必要になると思うが、今現在、施設にしろグループホームにしろ児童施設にしろ、結局、職員が入っても自分の働こうとしている環境と違うということで、やっぱり辞めてしまい障害施設の職員から離れてしまう現状が多いと思う。例えば、老人ホームとか老人の人を高齢の人が支援しているそういう悪循環的なものが今の現状としてあると思うが、ハード面がしっかりしていてもソフト面の人が必要と回らないと思う。人材の確保や人材育成をどのように考えていますか。

○事務局

確かに担い手が定着するためには、一番に処遇改善が必要になると思っております。ただ、現状として国のサービスの中で、サービス料の加算ですとか処遇に関する加算ですとか、国の方でも少しでも定着するような加算ものが現状としてありますが、市町村レベルで独自財源を組んでそこを改善していくことがなかなか財源的に難しいものですから、そのところは国の体制整備、予算確保をお願いするしかないのですが、人の養成につきましては、北海道と連携をとりながら研修制度の充実ですとか質の向上を含めて取り組んでいるとこ

ろでございます。これといった得策はありませんが北海道と連携しながらすすめていきたいと考えております。

○部会長

ほかにございますでしょうか。

では、私から1つよろしいでしょうか。全体を通してみていくと、例えば、入所者の地域生活への移行ですとか福祉施設から一般就労へというのは国の方針でもありますし、その方針を帯広市として実施しようとするのは理解できますが、特にその中でも先程も言いましたが、障害者の高齢化や障害者を支えてきた親が高齢で亡くなったですとか、医療的ケアが必要な人が今後どのように変化していくのかを考えていった時に、こういうものはなかなか数字として目標にならないというか目標値でもないと思う。ただこのところは、行政としてきちんとフォローしていく体制がないと障害のある方の命に関わることで、タイムリーにすぐやらなくてはならないことだと思えます。ですから、第4章の計画策定における課題2の「親が亡くなった後を見据えた支援体制の整備」とあっても、今、親が亡くなった人を具体的にどう支えるのか緊急的に対応しなくてはならない問題だと思えます。ですから、もちろん地域社会へ移行することも大切なことですが命に関わることについては、早急に帯広市としての支援体制を作るべきと考えるのがいかがですか。

○事務局

ついこの間あったケースとしまして、親御さんが亡くなった後に、たまたま身内の方が窓口で相談にきていただけたので事なきを得ましたが、そういった年代にさしかかってきて、こういったことが多くなってくるのだと思えます。国の方もそこを見据えて、地域生活拠点の整備をすすめるよう第四期の計画のときから掲げられてきた課題でございます。

帯広市としては、そういった待たなしの状況に対応できるように、こうして拠点の整備を目標に掲げているところでございます。このところを今後3年かけて手立てを考えていくわけでございますが、今後、そういった方達が相談支援の網にかかるようアンテナを張り巡らせキャッチできる仕組みをつくらなければいけないと考えております。そして、そういった方がキャッチできた時に速やかに、その人のそれまでの人生を尊重しまして、今後どのような生活を望まれているのかを考える権利の擁護も重要ですから、そういったところを考えられるような拠点の整備を今後、3年間をかけて検討していく重要な課題だと考えております。

○部会長

障害のある方が地域と関わるといったことが少ないところもあろうかと思えますので、ネットワークの構築として民生委員や福祉に関わる行政職員も多くいらっしゃいますのでキャッチしていく体制の構築をよろしく願いいたします。

ほかに全体を通しまして何かございますか。

○委員

今のお話を含めてですね、舛添さんが厚労大臣をされた時の委員会の中での話ですが、障害のある方の尊厳の尊重は当たり前なんですが、家族の尊厳はない。家族が犠牲になっている感じがしている。今のお話でもあったように、やっぱり、家族の方がしっかり支えて初めて地域生活が送れるんですね。前回の部会でもお話させていただきましたが、あえて、今回の計画の中に「障害のある方の家族の尊厳」という項目があってもいいのではと感じている。そうでないと文章にはあるが具体的にどうしていくかということが出てこない。それがないと先程の話しにあったように、これからが大変心配だというケースがいっぱいあると思いますので、私はそのところは是非、今回の施策の中で項目として入ったらもっと良いものになるのではないかと思います。

もう一点、先程言いましたように命を預かるということですが、医療との関係が背景にあるから入っていないのかと思うのですが、やっぱりこれだけ重度の障害のある方々がいらっしゃるわけですから、リハビリを含めて医療との関係は大事だと思います。そのところが入っていないと思いますので、是非、そのところを考えていただきたいと思います。

○事務局

今、2つお話をいただきました。家族の尊厳という点ですが、確かに項目立ててはございません。これは国の基本指針のなかにも見えてこないテーマであると思っています。ではどうするのかということだと思いますが、この福祉計画の中では、家族への支援として34ページに日中一時支援事業というのがございます。障害のある人の日中における活動の場を確保し、障害のある人の家族の就労支援や一時的な休息を目的に支援をするものでございます。唯一家族支援として明記されているわけですが、その他にも日中一時支援に限らず、日中の活動の場を提供する就労支援事業ですとか生活介護、そういった方々が日中活動する場を提供することで、その間ご家族の介護疲れを癒したり、ご家族自身が就労できるというそうしたところに対応するサービスなのかなと考えてございます。そのところは福祉計画においては対応しておりますので、項目として起こすことは難しいのでこういったところでお応えしていきたいと考えております。

もうひとつの医療との連携ですけれども、確かに医療との連携については直接的なところが出てきません。ただ1つ応えているところがあるとすれば、39ページの地域自立支援協議会というのがありまして、このフロー図には詳しい構成メンバーが書かれていませんが、この中の個別支援会議というところで、精神、身体、知的、こどものところで個別支援会議を実施していますが、この中で医療機関として医師などが入りながら、その人にあった個別的な支援内容を協議して連携しながら対応している場がございます。医療との連携をご提案いただきましたが、福祉計画の中では、医療との連携を密に図っていきたい

と考えております。

こどもの場合、重症心身障害児、強度行動障害のあるお子さんの場合は、医療の力を借りないと解決できないことが正直あるかと思っております。医療機関と随時連携をとっていくことが、今後本当に必要でご意見のとおりかと思っておりますので、具体的に組みめるように今後努力してまいります。

○部会長

ほかにございますか。

○委員

今、委員のお話の中で家族の尊厳という言葉をおっしゃいましたが、私もとても大事なことだと思っています。国の方に文言等がないということで、なかなか帯広市でそうした文言をいれるというのは難しいのかもしれませんが、帯広のオリジナルとしてそこを考えていただきたい。家族の尊厳ということでは、子どもから重度の障害をもっている方の家族が本当にご苦労されているので、難しいのかもしれませんが是非、帯広市としてそういうところのやさしさも加えていただいた方が、皆さん有難いというか喜ばれるのではないかと思われましたので是非、国になくても帯広市の方で加えていただけるよう、よろしく願います。

○事務局

今、帯広独自でというご意見をいただきましたが、今この場で私が入れますとは即断できませんので、戻りまして検討させていただきたいと思っております。

○部会長

年末年始で忙しいと思いますがよろしく願います。ほかにございませんか。

○委員

皆さまからのいろいろなご意見をお聴きしましたが、私は、自立支援協議会の方にも出席させていただいておまして、この間、この障害福祉計画骨子（案）についてのご説明いただいた中で、就労支援の事業所、相談支援の事業所、それから教育関係の方からも障害の方たちをどうしていこうかと本当に、障害の方を考えたご意見がいっぱいでたんですね。そういう子どもを持つ親として非常にうれしいと思って聴いていました。

帯広市が計画を立てるのですが、是非、そういう方たちの知恵や行動力を巻き込んで素晴らしい計画にしていいただければと思います。数値目標を達成するには、そうした方達の支援がなければいけないと思うので、協力していただくことが必要かと思っております。

○事務局

計画の推進体制が計画原案の36ページに掲載してありますが、今お話のあった自立支援協議会の方で、十分連携をとりながら計画をすすめていきたいと思っております。

○部会長

ほかにございますでしょうか。なければ本件につきましては以上で終わらせていただきます。それでは、(3)のその他についてでございますが、事務局から何かありましたらお願いします。

○事務局

それでは、私の方から若干説明させていただきます。説明の冒頭でも申し上げましたが、福祉計画の概要版につきましては、文字を大きくしまして、ポイントを絞ってA3で1枚の両面にして今後作成していきたいと思っております。それから、冊子本体につきましても、これから庁内協議ですとか厚生委員会もございますので、若干の文言修正もあるかと思っておりますのでご承知おきいただきたいと思っております。

今後の予定でございますが、計画原案につきましては、年が明けまして1月15日の厚生委員会に原案を提出してまいります。厚生委員会終了後ただちにパブリックコメントを1月から2月にかけて実施しまして、2月の合同部会と厚生委員会に報告して、案を正案にしてまいりたいと考えております。2月のこの合同部会ですが、例年の通常部会とは別に合同部会を開いていきたいと思っておりますので、お忙しい中大変恐縮でございますが、日程調整の方どうぞよろしく願いいたします。連絡事項につきましては以上です。

○部会長

皆さまの方から何かございますか。ほかになければ、以上をもちまして、本日の合同部会を閉会したいと思います。

長時間にわたりありがとうございました。足元が非常に悪いですのでどうぞお気をつけてお帰りください。どうもお疲れ様でした。